

宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動団体等が主体的・自発的に行う活動で、ふるさとを愛するシビックプライドの向上につながる機会を通じて「宇和島に残ろう・戻ろう・関わろう」とする人を育む活動に対し交付する宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象者は、青少年市民協働センター事業実施要綱（令和2年教委訓令第2号。以下「実施要綱」という。）第9条の規定により青少年市民協働センター事業に登録されている団体、又は市長が特に認めた団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 青少年が自由に集い活動する場を運営する事業
- (2) 青少年が多様な生き方や働き方に触れることで、将来の可能性を拡大する事業
- (3) 青少年が地域や社会を知ること、地域への愛着や誇りを醸成する事業
- (4) 青少年が学校や地域、世代を超えて交流することで、社会力を身につける事業
- (5) 前各号の事業に取り組む人材を育成する事業
- (6) その他市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 施設等の建設及び整備を目的とする事業
- (3) 政治的活動及び宗教的活動を目的とする事業
- (4) 国又は地方公共団体から他の制度による補助を受けている又は受ける予定の事業
- (5) その他市長が不適切と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費及び交通費
- (3) 消耗品費
- (4) 原材料費
- (5) 印刷製本費
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 燃料費
- (8) 委託料
- (9) 通信運搬費

- (10) 保険料
- (11) 食糧費
- (12) その他市長が適切と認めるもの

2 次に掲げる経費は、補助対象経費としないものとする。

- (1) 団体の管理運営費
- (2) 団体構成員の所有物を使用した場合の謝礼及び賃借料
- (3) 団体の経常的な運営に係る経費
- (4) 事業目的達成のために必要不可欠でない食糧費
- (5) 領収書等により、団体が支払ったことを明確に確認できないもの
- (6) その他市長が不適切と認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ず自家用車を利用した場合であって、経路及び活動実績を明確に確認することができるものについては、宇和島市職員等の旅費に関する条例（平成29年条例第35号）第17条に規定する車賃の額を上限として補助対象経費とすることができる。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1事業当たりの補助限度額は、100万円とする。

2 前項の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（事前審査の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、市長が定める期日までに提出するものとする。

- (1) 宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金事業計画書（様式第1号）
- (2) 宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（審査委員会）

第7条 市長は、前条に規定する申請について審査するため、宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、教育部長をもって充て、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長の指名する者をもって充て、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員は、総務企画部長、市民環境部長、企画課長、市民課長及び生涯学習課長をもって充てる。

（会議）

第8条 審査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、実施要綱第13条に規定する宇和島市青少年市民協働センター事業運営委員会の委員2名以上の者を会議に出席させ、意見を聞くものとする。

（内定通知）

第9条 市長は、前2条の規定により申請者の提出書類を審査し、補助金の内定の適否を決

定し、宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金交付内定通知書（様式第3号）又は宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第10条 前条の規定により内定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は規則第4条に規定する申請書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1年度につき1回とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金事業計画書

宇和島市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金の交付を受けたいので、宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金額 (総事業費)	円 (円)
2 事業名	
3 目的	
4 内容	
5 該当事業 (該当番号 に○)	(1) 青少年が自由に集い、活動する場を運営する事業 (2) 青少年が多様な生き方や働き方に触れることで、将来の可能性を拡大する事業 (3) 青少年が地域や社会を知ること、地域への愛着や誇りを醸成する事業 (4) 青少年が学校や地域、世代を超えて交流することで、社会力を身につける事業 (5) 前各号の事業に取り組む人材を育成する事業 (6) その他
6 予定期間	
7 効果見込	
8 その他 特記事項	

様式第2号（第6条関係）

宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金収支予算書

1 収入の部

区分	予算額（円）	概要（積算基礎等）
計		

2 支出の部

区分	予算額（円）	概要（積算基礎等）
計		

様式第3号（第9条関係）

宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金交付内定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで申請のありました宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金の交付について、下記のとおり内定しましたので、宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

事業名	
補助金内定通知額	
備考	

様式第4号（第9条関係）

宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金不交付内定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付で申請のありました宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金の交付について、下記の理由により補助金交付の内定ができませんので、宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

事業名	
理由	